

平成 23 年 6 月 30 日

独立行政法人国民生活センター
理事長 野々山 宏 殿

監事 高橋 京太



監事 島崎 芳征



平成 22 年度の監事監査結果について

平成 22 年度の業務監査を行ったので、その結果を以下のとおり通知します。

I 監査実施日

平成 23 年 6 月 6 日～16 日

II 平成 22 年度の業務監査に関する監査結果および意見

監査の結果、平成 22 年度の独立行政法人国民生活センターの業務は、適正かつ妥当に執行されたものと認められた。

評価しうる点、今後留意が望まれる点、入札および契約関係にかかる事項ならびに内部統制の実施状況に係る事項に関する監査結果は、次のとおりである。

評価しうる点

- ・ 中期計画に基づく人件費および業務経費一律削減規制が継続する中、少ない人数で目標達成に役職員一丸となって取り組み、年度計画を達成した。
- ・ 理事長の任期途中(平成 21 年度末)での退任と後任人事決定の遅れにより、平成 22 年度年度初めは理事長不在(理事による理事長代行発令)というガバナンス上危惧すべき事態となったが、新理事長は、4 月 20 日の就任後ガバナンス体制の早期確立に尽力し、当センターをめぐる数々の問題の解決に適切に対処した。
- ・ 行政刷新会議による 4 月下旬の事業仕分け第 2 弾ならびに 11 月の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の開示とそれを受けた 12 月の閣議決定により、当センターは、消費者庁との統合を視野に入れた法人のあり方を検討することとされた。それ

を受け、12月下旬に、消費者庁と当センター役職員等からなる「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」が設置され、当センターをめぐる状況が大きく変化した。事業仕分けへの対応や、累次にわたるタスクフォースの開催、学識経験者等からの意見聴取、各種公聴会への対応は、当センターのほぼすべての部門に及び、本来業務に追加された業務であったが、役職員一丸となって適切に対応した。

- ・ 3月に発生した東日本大震災に対しては、被災した消費生活センターの活動支援も兼ね、「震災に関連する悪質商法 110 番」を設置したほか、「震災に関する消費生活情報」コーナーを当センターのホームページ上に開設するなど、震災への対応に迅速に対応した。
- ・ 業務面では、従来業務の一層の充実と迅速化による消費者支援活動の強化に加え、前年度末に運用開始した「PIO-NET2010」については、システムの補強・改善に努め、また更なる改善を図るべくヒアリング等を実施し、安定的な稼働に注力した。また、次世代 PIO-NET についても検討を開始した。「早期警戒指標の整備」については、12月より「消費生活相談早期警戒システム(PIO-ALERT)」として運用を開始した。更に、国民への情報提供面では、調査分析および商品テスト等の結果を、報道機関等を通じた情報提供やホームページ、出版物等により機動的に提供した。地方の消費者センター支援としては、平成 20 年度補正予算を活用した巡回訪問事業の強化、土日祝日相談の本格稼働などを実施した。研修面でも、地方公共団体職員や消費生活相談員向けの研修を中心に前年度を上回る規模で実施し、かつ高い満足度評価も得た。活動 2 年目となった裁判外紛争解決手続き(ADR)も、事務局の努力により、受付件数、手続き終了件数とも増加し、活動が定着してきた。

今後留意が望まれる点

- ・ 事務・事業の見直しが行われ、かつ人件費削減規制が継続しているなかで、消費者行政に関する中核的機能を積極的に果たし、更に平成 20 年度補正予算で盛り込まれた消費者政策強化対策実施という政策要請を併せて実現していくことは極めて困難であるが、マネジメントの努力により、任期付職員や非正規職員の増員にて対応してきている。しかし任期付職員や非正規職員は身分が不安定であり、士気および動機付け維持上も問題なしとしないほか、非正規職員の増員は業務経費の圧迫要因にもつながる。補正予算対応業務終了後の業務体制を分析の上、業務量の増大が引き続き見込まれるならば、必要な人員ないしは経費を確保すべく、所要の予算措置を引き続き国に要請していくべきである。
- ・ また、上記平成 20 年度補正予算の執行に関し、第 1 号補正予算(約 926 百万円)については、平成 22 年度末までにほぼ全額を執行済みであるが、第 2 号補正予算(約 8,965 百万円)については、平成 23 年度末時点で約 7,847 百万円の未執行額が見込まれている。については、未執行額の平成 24 年度以降における取り扱いに関し、地方支援事業等への

活用策や、場合によっては不用処理の可能性も含め、消費者庁と協議すべきである。

入札および契約関係に関する監査結果

入札および契約関係については、従来から年間を通じ関係書類の閲覧、質問等による監査を行ってきたが、平成 20 年 1 月以降は、平成 19 年 12 月の随意契約見直し計画との関係も織り込んで監査を実施しており、更に平成 21 年度以降は、平成 21 年 12 月に外部有識者 3 名を加えて設置した契約監視委員会を四半期ごとに開催し、契約の適正化を図る体制の整備に努めた。平成 22 年度対象契約については本年 5 月までに合計 4 回同委員会を開催し、昨年度における随意契約・1 者応札の改善状況の点検・見直しを実施した。その結果、平成 22 年度の契約は、いずれも規定に沿って行われ、不適切のものは認められず、全体として見直し計画に沿った発注が行われていると認められた。その結果は、議事録としてホームページに掲載されている。

内部統制の実施状況に関する監査結果

平成 22 年度における法人の長等による業務運営は、前出「評価しうる点」記載のとおり、従来業務、新規業務ともリーダーシップを発揮し、中期計画および年度計画に基づき遺漏なく実施された。更に行政刷新会議による事業仕分けや、消費者庁との統合を踏まえたタスクフォースへの対応に関し、内部統制・ガバナンス強化の観点から、役職員に対する情報発信が適時になされた。また内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備面では、昨年度に制定した諸規定の実施に務め、役職員が法令を遵守し、当センターに求められているミッションの達成に向けた取り組みが推進された。その一環として、CIO 補佐官による情報セキュリティ研修、理事長による自由参加研修として「民法と契約の基礎」、「紛争解決諸制度」、「消費者契約法・消費者団体訴訟制度」が実施されるなど、役職員への周知・啓発を目的とした研修も実施された。

以上